

第19期

第23回

総会議事録

令和5年3月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年3月17日(金)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	欠席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	欠席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨

【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治

【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡

【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時55分

8. 閉会宣言 15時27分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

中尾 一明

署名人

遠藤 昭夫

事務局	<p>ただいまより、第23回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、降矢セツ子委員、黒沢 大吉委員、柳田 健一委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>ずっと天気が良くて農作業、気がもめている人がいるかと思いますが、農作業事故には充分注意していただきたいと思います。本日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>10番 中尾 一明 委員</p> <p>18番 遠藤 昭夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>はじめに、議案訂正について説明いたします。</p> <p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>まず、議案書の1ページになります。</p> <p>三穂田2番の申請事由の譲受人の欄でございますが経営安定と記載されていますが、正しくは経営拡大です。</p>

	<p>次に、議案書の16ページをお開きください。</p> <p>喜久田2番の変更前、変更後の借人の住所でございますが、正しくは、安積町笹川字目光池西34番地の14になります。</p> <p>お詫びして訂正させていただきます。</p> <p>次に、取り下げでございますが、議案書の11ページをお開きください。</p> <p>田村23番につきましては、貸人がお亡くなりになられたことから取り下げとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、労力不足、経営拡大です。</p> <p>この申請地は農振が白地のため、基盤強化法で申請できず3条の申請になりました。</p> <p>3月9日に現地を確認し、聴き取り調査を行いました。</p> <p>申請地はきれいに管理されていて、受け人がいちじくを栽培するとのことでした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p>

	<p>次に、2番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われるますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 申請地は農地として適正に管理されています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われるますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。 次に、4番から9番までの 6件について、付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	逢瀬4番から9番までの調査の結果を報告いたします。 まず4番、6番、8番ですが、使用貸人、使用借人及び 土地の表示は記載のとおりです。 16日に現地調査を行いました。3件とも営農型太陽光発電事業の 農地にかぼちゃを栽培する予定で借り入れます。 借人が遠方なので不安でしたが、郡山に出張所があり そこに常勤職員がおり、管理します。 事業計画では周辺農地への影響はないように太陽光パネル等が 設計されており、営農条件への影響はないと思われます。 次に5番、7番、9番ですが、区分地上権設定者、区分地上権者 及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は区分地上権の設定です。 事業計画では周辺農地への影響はないように設計されており 責任をもって管理するとのことです。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ちなみにかぼちゃの種類は相馬地区の特産である黄色いハートだ そうです。需要、販売ともに安定しているそうです。以上です。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番から9番までの 6件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番から9番までの 6件について許可と決めます。</p> <p>次に、10番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 3月10日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 農地については、適正に管理されております。 渡し人はこの案件を認識し、了解しておりました。 また受け人は新たに所有する農地について、 効率的な利用を確約しております。 農作業常時従事要件については、本人が50年にわたり 農作業に従事しております。 地域との調和要件につきましては、双方の聴き取り及び 現地調査を含めて農地の効率的かつ総合的な利用の確保に 支障が生じる恐れはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、11番から13番までの 3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	<p>11番から13番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。 まず、11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、知人への贈与です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に、13番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番から13番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番から13番までの 3件について 許可と決めます。</p> <p>次に、14番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>14番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p>

	<p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、従業員が農作業に従事します。</p> <p>渡し人は造園業を営んでいましたが、高齢になり廃業しております。</p> <p>同時に農業も営んでいましたが、後継者がおらず農地の処分等を進めています。</p> <p>受け人は須賀川で農業を営んでいましたが、数年前の台風被害により当地に移住し、農業開始しております。</p> <p>今回、友人と一緒に手伝ってくれることになり規模拡大することになりました。畑ではにんにくの栽培を計画しています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、15番から21番までの 7件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>15番から21番までの 7件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず、15番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。</p> <p>借人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、16番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
使用借人と息子が農作業に従事します。

次に、17番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人と息子が農作業に従事します。

次に、18番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人と息子が農作業に従事します。

次に、19番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人と息子が農作業に従事します。

次に、20番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、高齢化、経営拡大です。
受け人と父親が農作業に従事します。

次に、21番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、
周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
該当する事項はありませんでしたので
許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>15番から21番までの 7件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、15番から21番までの 7件について 許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上信一郎 委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業用施設です。</p> <p>申請者が農地取得の際に、違反が判明したための是正措置です。</p> <p>下白岩字竹ノ花の2筆は申請者の相続前、平成22年より以前に 200㎡未満の許可不要の農業用施設を建設していました。</p> <p>その後、平成27年に下白岩字宮田の166㎡の農業用施設が 建設されている土地を購入しました。</p> <p>ここで農業用施設の面積が200㎡以上になったので違反状態に なりました。転用漏れの追認案件です。</p> <p>農地区分は農用地と第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者と現地確認し、今までも周辺農地と平坦で土砂の流出や 日照で周辺農地への影響はありません。</p> <p>排水は雨水のみで自然浸透させ、農業用排水施設への 影響はありません。</p> <p>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p>

下白岩町字宮田55及び下白岩町字竹之花42の農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。

下白岩町字竹之花25の農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(iii)でたい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供するために行われる農業用施設事業です。

その他の事項については、記載のとおりです。

以上補足説明といたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 1番 1件について、
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、1番 1件について、
許可と決します。

次に、2番 1件について付議いたします。

北島 繁和委員の調査報告を求めます。

北島 繁和
委員

湖南2番について、調査の結果を報告いたします。
申請人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は寺院墓地駐車場及び資材置場です。
申請地を3月9日に現地調査及び申請人への聴き取りを

	<p>実施しました。</p> <p>申請地はお寺及び墓地に隣接しておりお寺と墓地は郡山市急傾斜崩壊危険箇所に指定されています。</p> <p>昨今の異常気象に伴い、大雨や地震による大規模な土砂崩れの危険性に加え、熊・猪・スズメバチ等の鳥獣被害も多く檀家の方から危険解消を要望されていました。</p> <p>郡山市保健所との協議のうえ、現在の駐車場に墓地を移転し、今回の申請地に駐車場を設ける計画で、申請地の農振除外申請をし令和4年6月に決定を受けております。</p> <p>資金は自己資金で通帳で確認しました。</p> <p>申請地には施設、工作物もなく排水は発生しません。</p> <p>雨水は自然透下とし、申請地縁辺部には植栽等の緑地帯を設け、排水路への土砂流出を防止します。</p> <p>申請地の北側は市道、東側は水路をはさんで雑種地、西・南側は郡山市管理の法定外道路になっており今回の転用により農地の集団性を損なうことはありません。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村3番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 この件は追認案件で2ヶ所あります。 1ヶ所は約58㎡で農機具の格納庫、もう1ヶ所は約120㎡で乾燥施設です。申請人はどちらも200㎡未満であるため許可不要と考えていたそうです。 しかし公道から建物に入るための土地面積を加えると200㎡以上となるため農地法違反になり追認の申請をしました。 1ヶ所は南が農道で周辺は休耕地のため、日照等の影響はなく集団性も損なわれません。 もう1ヶ所は北側が市道で、南側は平坦であり日照等に支障はなく、集団性も損なわれないと見ました。 顛末書も添付されており、許可総相当と思われませんが許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は太陽光発電設備の設置です。</p> <p>農地区分は郡山南インター入口より300m以内ですので 第3種農地と判断しました。</p> <p>申請地の東側が道路で西側は農地ですが、樹木が生い茂っています。</p> <p>北側にパイプハウスで南側が農地ですが、申請地は周辺より 一段低いため、土砂の流出はなく雨水は自然地下浸透で 周囲はフェンスで囲みます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲 おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は郡山南インターチェンジから300m以内の</p>

	<p>距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>次に、2番から5番までの 4件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬2番から5番までの調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず2番から4番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>先ほど議案第1号で逢瀬4番から9番まで審議しました案件の関連です。営農型太陽光発電パネル設置のためスクリー杭基礎の一時転用です。周辺農地への営農障害がないように設計されており問題はないと思われます。</p> <p>次に逢瀬5番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。転用の目的は仮設駐車場の設置です。</p> <p>農地区分は農用地です。現地周辺では現在、大規模な太陽光発電事業の工事が行われており、作業員の車や工事車両等の駐車場が少ないため工事期間中、一時転用により仮設駐車場を確保するものです。</p> <p>工法は鉄板を敷いて駐車場にするもので、雨水は自然浸透、建築物はないので周辺農地への営農障害はないと思われます。</p> <p>調査の結果、逢瀬2番から5番まで農地法第5条第2項に該当する事項はなく、許可相当と思われますが</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番から5番までの 4件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>まず、2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>次に、3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、2番 同様です。</p> <p>次に、4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p>

	<p>次に、5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 2番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番から5番までの4件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番から5番までの4件について、 許可と決します。</p> <p>次に、6番1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海6番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は太陽光発電設備のための仮設駐車場及び 仮設事務所設置のための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>3月8日に現地調査を行いました。また同日、貸人に 聴き取り調査を行いました。</p> <p>申請目的実現の確実性については各種行政手続きが適正に 進んでおり充分と思われます。</p> <p>周辺農地への影響について、3年間の一時転用使用後は 原状回復することにしており、借人の確約書が添付されており 問題ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 2番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 2番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、7番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海7番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は太陽光発電設備のための仮設駐車場及び 資材置場設置のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 3月8日に事務局職員2名と合同で現地調査を行いました。 また3月10日、貸人に聴き取り調査を行いました。 申請目的実現の確実性については各種行政手続きが適正に 進んでおり充分と思われます。 周辺農地への影響について、3年間の一時転用使用後は 原状回復することにしており、借人の確約書が添付されており 問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、2番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に、8番と9番の 2件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田8番と9番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は一般住宅の建設です。</p> <p>この件について3月12日に現地調査しました。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>申請人は現在、借家住まいをしています。来月子供が誕生する予定で、今の住居では手狭になること、将来子供の面倒を見てもらえる親の近くに住むことを選択し、今回の申請になりました。</p> <p>当地は高台にあり北側、東側は市道に接している角地であり</p>

農地の分断はありません。

住宅を北側に配置することで隣接する農地への影響もありません。

申請地は平坦地にあり、過大な盛土、切土の必要がなく

駐車場部分は砂利敷とし、土砂の流出防止に努めます。

取水については東側市道既設管より取水し、雨水は自然浸透及び建物、敷地内から発生する雨水は集積枡を介し、東側市道側溝に排出します。

汚水は合併処理浄化槽で処理し、処理後は東側側溝に排出します。

次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は貸しガレージ、資材置場です。

この件について3月12日に現地調査しました。

農地区分は第2種農地と判断しました。

今回三春町、田村市方面の事業拡大に伴い、高速道路への乗り入れが便利で三春方面へのアクセスが良いため、資材の中継所が必要となり、また貸しガレージについては高速のインター近くでセカンドカーの貸しガレージとして使用するためです。

この土地は北側が国道288号線、南側が市道であり東西は山林であるため集団農地への分断、日照等に支障を及ぼす恐れはありません。

申請地からの排水は雨水のみで、自然浸透及び市道側溝へ排水します。汚水は発生しません。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

8番と9番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。

まず、8番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4番 同様です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、

	<p>住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>次に、9番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条3番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>8番と9番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の2件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず、22番1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が借り人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	22番1件につきまして利用権設定の申請があり

	<p>現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>22番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、22番 1件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。</p>
	<p>(退席委員が復席する。)</p>
議長	<p>次に38番 1件について付議いたします。 この件につきましては、私の同居の親族が借人の 会社の代表取締役になっておりますので、農業委員会等に関する法律 第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので 議長を交代し、退席いたします。</p>
	<p>(会長が退席する。)</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>38番 1件につきまして農地中間管理事業に基づく利用権設定の 申請があり現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>38番 1件について承認と決することに 異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、38番 1件について、 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。</p>

	(会長が復席する。)
吉田職代	議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に、1番から79番までのうち 22番と38番の 2件を除く 76件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から79番までのうち、ただいまご審議いただきました2件 及び取り下げになりました1件を除く76件につきまして 利用権設定64件、所有権移転12件の申請があり 現地調査及び審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から79番までのうち 22番と38番の 2件を除く 76件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から79番までのうち 22番と38番の2件を除く 76件について、 承認と決めます。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を 議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。
吉田 秀吉 委員	三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。 平成30年9月19日 第4回総会にて許可した案件です。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 3月3日に職員2名と現地調査しました。変更理由はしいたけの 生産規模拡大に伴い、新たに菌床培養施設が必要となり 事業計画変更が認められれば、これから5条申請する予定です。 現在、通路は設置済みですが、おがくず置場はまだです。

	調査の結果、承認相当と思われませんが ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について 承認相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決めます。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	喜久田2番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 第15回総会の議案第3号で令和4年7月19日付けで 許可になった案件です。 変更の理由は埋設物が多く、事業が遅れているため 2ヶ月間の延長を申請するものです。 その他の事項は前回同様です。 調査の結果、承認相当と思われませんが ご審議のほどよろしく願います。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	2番 1件について、 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、2番 1件について、

	承認と決めます。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に、3番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	田村3番について、調査の結果を報告いたします。 変更前、変更後の内容は記載のとおりです。 変更の理由は一時転用期間の延長です。 この案件は昨年9月20日開催の第17回総会議案第5号で 処理された案件ですが、地域住民の要望により土砂搬出用 大型車両の運搬制限を行い、工期が約6ヶ月延長になったための 申請です。 運搬用道路は地域住民も使用しておりますが、道幅が狭く 住民の車との相互通行や冬場の日没後の通行に制限を加えて 工事を行い、工期が伸びてしまったそうです。 他の工事は予定通り進んでいます。今後も交通安全に充分留意して 進めるように確認しました。 調査の結果、承認相当と思われませんが ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について 承認と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。

<p>濱尾 文博 委員</p>	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>1番の所有者及び土地の表示、申請の事由は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 事務局職員と2月27日に現地調査をしました。 申請地は昨年6月の総会で非農地と判断された農地の隣地になります。森の中の沢にある農地で10年以上耕作されておらず、草木に侵食されており農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>次に2番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示、申請の事由は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 事務局職員と2月27日に現地調査をしました。 申請地はくぼ地になっており、排水路がなく雨水などの流入により池のような状態になっていました。 農地への進入路も管理されていないため、車では入れない状態でした。農地への復元は困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
<p>濱津 洋一 委員</p>	<p>調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示、申請の事由は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 事務局職員と3月2日に現地調査しました。 現地は山林化しており、農地に復元することは困難と</p>

	<p>判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示、申請の事由は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員と3月2日に現地調査しました。</p> <p>杉ノ入の現地は荒れ果て、山林化しており農地復元することは困難と判断しました。</p> <p>大平の3筆については東部土地改良区内の農地であり農地のままという判断になりました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番の杉ノ入の2筆について、非農地と判断し、</p> <p>大平の3筆については農地と判断することに</p> <p>異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番の杉ノ入の2筆について、</p> <p>非農地と決し、大平の3筆については農地と決めます。</p> <p>次に、5番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>

吉田 直衛 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示、申請の事由は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員2名と3月2日に現地調査をしました。</p> <p>この土地は40年以上耕作しておらず、北と東は杉山で西側は竹林です。申請地の現況はすべて竹林です。</p> <p>よって農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に、57番 1件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、委員が所有者になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>57番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>令和4年8月26日に中田地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地利用状況調査において現地調査を行いました。</p> <p>現況は灌木が茂り、原野化しており農地への復元は困難です。</p> <p>また周辺農地への営農の支障もなく、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	57番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、57番 1件について、 非農地と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
	次に、79番 1件について付議いたします。 この件につきましては、委員が所有者になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項の 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	79番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 令和4年8月24日に中田地区の農業委員、農地利用最適化推進委員 及び事務局職員が農地利用状況調査において現地調査を行いました。 現況は灌木が茂り、原野化しており農地への復元は困難です。 また周辺農地への営農の支障もなく、農地法第2条第1項の 農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	79番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、79番 1件について、 非農地と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に6番から154番までのうち 57番と79番の 2件を除く 147件について 付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局	<p>6番から154番までのうち 57番と79番の2件を除く147件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>令和4年7月21日から9月1日まで各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地利用状況調査において現地調査を行いました。</p> <p>その結果 総筆数377筆について、いずれも長年にわたり耕作されていないことにより樹木が生え、山林化していたり背の高い草に覆われていたりするなど農地の復元は困難でありまた周辺農地への営農の支障もなく、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番から154番までのうち 57番と79番の 2件を除く147件について非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番から154番までのうち57番と79番の 2件を除く 147件について非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについてを議題といたします。</p> <p>指針の見直しについて事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>始めに見直しの必要性について、ご説明いたします。</p> <p>郡山市農業委員会の指針につきましては、平成30年8月17日に策定しております。3年後、令和3年6月17日に見直しを行っております。</p> <p>この見直しにつきましては、新規参入の数が現状に合わないということで新規参入について見直しを行ったところであります。</p> <p>今回の見直しについては国で昨年、農業経営基盤強化促進法の一部改正がありまして今年度から農地の集積・集約化を国全体で80%の集約、郡山市では県が定める県中地区の70%を令和11年度末</p>

	<p>までに集約する目標で取り組んでいます。目標に合わせて今回、指針の見直しを図るものです。</p> <p>必要性については以上です。</p>
議長	<p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。</p>
鈴木 光一 委員長	<p>ただいま事務局から説明がありました農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しにつきましては、2月15日の農地利用最適化推進委員会議で見直し後の指針案について事前検討を行いました。</p> <p>内容は事務局から説明しますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>指針の第1 基本的な考え方については1ページにありますが上段部分は郡山市の状況を記載しており、変更はありません。</p> <p>中段から下段にかけて、国が示した参考例に準じて作成しております。</p> <p>こちらは農業経営基盤強化促進法の一部改正により地域計画が令和5年度から始まりますが、それらを踏まえ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表していきながら農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいくという考え方に基づいて記載しています。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法ですが</p> <p>1 遊休農地の発生防止・解消についてです。</p> <p>(1) 遊休農地の解消目標の現状の令和5年3月の管内の農地面積は3ページの2 担い手への農地利用の集積・集約化についての現状11,900haが国が示している郡山市の管内農地面積です。</p> <p>1の管内の農地面積は、2の管内の農地面積11,900haに遊休農地372haを足した12,272haになっています。</p> <p>現状の遊休農地の割合が3.0%です。</p> <p>3年後の遊休農地面積が342haで毎年10haずつ解消するという</p>

従来の目標どおりです。3年後は30ha減で遊休農地面積は342ha、遊休農地の割合は2.9%になっています。

5年後の目標は322haで、割合は2.7%にしたいと考えています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法の

①から③までは従来の推進方策を取っています。

①は利用状況調査を行いながら進める、②農地中間管理機構と連携しながら進める、③非農地判断を進めながら減らしていくということです。

(3) は新たに追記したものです。遊休農地の発生防止・解消の評価方法を記載しています。進捗状況は遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3ページの2 担い手への農地利用の集積・集約化についての目標は令和5年3月現在で、農地面積が11,900ha、集積面積が4,676haです。集積率が39.2%でこれを令和11年度末までに70%まで集積する目標で、こちらから割り返して数字を算出しています。

毎年4.4ポイントずつ増やしていくと3年後の集積面積が6,078ha、集積率が52.4%。5年後の令和10年3月の集積面積が6,977ha、集積率61.2%です。令和11年度末には70%になる計算です。

次に担い手の育成・確保については農業政策課で作成している目標です。

(2) 担い手のへの農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の①地域計画の作成・見直しに取り組む。

4ページの②農地中間管理機構等と連携する、

③農地の利用調整と利用権設定を推進する、④は新たに追記しております。農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法は遊休農地と同様の記載です。

3 新規参入の促進についての(1)新規参入の目標は現状で過去3年の平均で個人22経営体、14haの参入がありました。法人は3経営体、面積は2haで、これを毎年積み上げる。

現状の令和5年3月は個人が32名、18ha。法人は2法人で1haです。これに22経営体と3経営体を加算したものです。

3年後は個人で98経営体、面積60ha。法人で11経営体、7ha。令和10年3月は個人で142経営体、88ha。法人で17経営体、11haという目標です。

5ページをお開きください。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の

①関係機関との連携、②と③が新たに追記しています。

②は新規就農フェア等への参加、今年度も池上委員が県主催のふくしま農業人フェアに参加いただきましたが、積極的に参加していくということです。

③企業参入の推進について 担い手が不足している地域では企業参入も積極的な推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動は従来通り。

(3)新規参入の促進の評価は遊休農地、集積・集約と同様に公表するという事です。

次に第3 こちらも新たに追記したものです。

「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、郡山市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

という指針(案)ですのでご検討よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの鈴木 光一委員長からの報告、事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。

古川 弘作
委員

2の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが

	<p>勉強会をやった際に福島県の集積率が低いということで 実際は7割、8割集約されているはずですが、実際大きい農家が 口頭で借りたりとかが多いので集積率が悪いのかなと。 行政としてできることがあれば、もっと上がってくると と思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	事務局。
事務局	<p>相対でやっている方が相当いると思いますので 農業委員会を通して広報活動を取り入れながら 周知を図って参りたいと考えています。</p>
議 長	その他ありますか。はい、どうぞ。
古川 弘作 委員	<p>前にも提案したんですが、共済組合で共済に入っているのが 作っている方ですので、それを基にどのくらい実際は集約 されているのか出すことは可能ではないでしょうか。</p>
議 長	事務局。
事務局	<p>共済組合で把握している部分もあるので、相談しながら 農業委員会を通してもらう形で、共済組合と打ち合わせを したいと考えています。</p>
議 長	その他、須永委員。
須永 静夫 委員	<p>4ページの新規参入者の目標が142人というのは 単年度でということか、それとも3年間でということですか。</p>
議 長	事務局。
事務局	<p>現状は32人、2法人なので、ここから毎年22人、3法人を 積み上げていくということです。3年後は累積で98人、11法人と いうことです。</p>
議 長	須永委員。
須永 静夫 委員	<p>これを具体的に確保するため、5ページに具体的な方法が 書いてありますが園芸振興センターの役割をもっと強化するとか 具体的に記載してほしいという要望です。</p>
議 長	事務局。
事務局	<p>農業委員会として単独で書けませんので、農林部と相談しながら 今後対応して参りたいと考えています。</p>
議 長	ほかに、ございませんか。
事務局	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。

	原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、議案第8号「郡山市農業委員会総会会議規則」の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則の一部改正について下記のとおり、お諮りいたします。</p> <p>郡山市農業委員会総会会議規則の一部を次のように改正する。</p> <p>総会、第2条第2項、定期総会は、毎年1回開催する。</p> <p>附則、この規程は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>農林水産省経営局長通知により、最適化活動の目標の提出期限が4月末までとなったため、新年度から定期総会が4月開催になること、また、今後も国の動向等に対応できるよう開催月を限定せず、毎年1回とするものです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(な し)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>続いて、議案第9号「郡山市農業委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規程」の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規程の一部改正について、下記のとおりお諮りいたします。</p> <p>郡山市農業委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例</p>

	<p>施行規程の一部を次のように改正する。</p> <p>改正については記載のとおりです。</p> <p>附則、この規程は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>こちらは個人情報の保護に関する法律の改正により改正後の個人情報の保護に関する法律及び新たに制定された郡山市個人情報保護に関する法律施行条例が適用されたことによる改正です。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第9号を終わります。</p> <p>続いて、議案第10号「郡山市農業委員会規程」の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会規程の一部改正について下記のとおりお諮りいたします。</p> <p>郡山市農業委員会規程の一部を次のように改正する。</p> <p>改正については記載のとおりです。</p> <p>附則、この規程は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>こちらは個人情報の保護に関する法律の改正により改正後の個人情報の保護に関する法律の改正によるものです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議 長

異議ないものと認め、原案のとおり決めます。

以上で、議案第10号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による
農地転用届出について」

次のとおり、1番から6番までの 6件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による
農地転用届出について」

次のとおり、1番から22番までの 22件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第43条第1項の規定による
農作物栽培高度化施設の届出について」

次のとおり、1番 1件について
届出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「農地法第5条第1項の規定による
許可処分の取消について」

次のとおり、1番 1件について取消願の提出があり、
適当と認め取消したので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による
通知について」 次のとおり1番から3番までの 3件について
通知書の提出があったので報告する。

報告第5号を終わります。

続いて、報告第6号「受理通知書の返納願いについて」

	<p>次のとおり、1番 1件について、 郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第6号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第6号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第23回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第23回総会（令和5年3月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

21件で、田 65,521㎡ 畑 9,360.09㎡ でした。

第4条 農地の転用は

3件で、農業用施設2件、寺院墓地駐車場及び資材置場1件 でした。

第5条 農地の転用は

9件で、太陽光発電設備1件、営農型太陽光発電設備3件、一時転用3件、一般住宅1件、貸しガレージ及び資材置場1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。